

平成21年度

子育て応援特別手当に関するお知らせ

お住まいの市区町村に住民登録できないDV被害者のみなさまへ

平成21年度子育て応援特別手当は、住民登録をされている市区町村への申請に基づいて支給することを原則としています。配偶者からの暴力(DV)が原因でお住まいの市区町村に住民登録できない方を対象に、事前申請を受け付けます。

事前申請書を提出いただくことで、手当の支給対象者を世帯主からDV被害者に変更し、お住まいの市区町村で手当を受け取ることができます。

なお、通常の子育て応援特別手当の申請時期は12月中旬の予定です。(広報かとう11月号でお知らせします)
申請期間 10月1日(木)~10月30日(金)
必要書類

事前申請書
 事前申請書は各庁舎窓口センター、子育て支援課のほか、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、厚生労働省ホームページなどで入手できます。
 DV被害者であることが確認できる次のいずれかの書類(対象となる子どもについても記載されていることなどが重要です)
 配偶者暴力相談支援センターの発行する証明書



婦人相談所の発行する証明書
 保護命令決定書の謄本
 または正本
 振込口座の通帳の写し

提出方法
 必要書類を子育て支援課に郵送またはご持参ください。

その他
 事前申請書に記入された現在お住まいの住所等の情報は、住民登録されている市区町村へは知らせません。子育て応援特別手当は、住民登録されている市区町村から支給されます。支給時期は市区町村によって異なります。
 10月30日(金)を過ぎると事前申請は受け付けられませんので、通常の子育て応援特別手当の申請時期に、住民登録されている市区町村に郵送で申請していただくこととなります。
申し込み・問い合わせ
 福祉部子育て支援課(社庁舎)
 ☎43・0408



税務課からのお知らせ



年金から住民税の引き落としが始まります

広報かとう3月号でお知らせしましたとおり、10月支給分の年金から、住民税の引き落とし(特別徴収)が始まります。

特別徴収の対象者

6月中旬にお送りした「平成21年度市民税・県民税納税通知書」において、年金特別徴収の欄に税額が記載されている方が特別徴収の対象となります。

なお、この通知後税額に変更等があった場合は、随時お送りしている「平成21年度市民税・県民税更正決定通知書」でご確認ください。

特別徴収の対象となる年金支給月

10月、12月、平成22年2月(本徴収)
 平成22年4月、6月、8月(仮徴収)

問い合わせ 総務部税務課(社庁舎) ☎43・0397

滅失家屋の届出について

固定資産税は、毎年1月1日現在に所有されている不動産に課税されます。平成21年中に家屋を取り壊された場合は、平成22年度は課税されませんので、税務課までご連絡ください。

問い合わせ 総務部税務課(社庁舎) ☎43・0395

家屋調査ご協力をお願い

市では、家屋についての現況を正確に把握し、課税の適正化、公平化を図るため、市内全域の家屋を対象に現地調査を行います。みなさまのご協力をお願いします。

調査の時期

11月上旬~平成22年3月下旬

調査方法

調査員が敷地外から外観による確認(種類、構造など)を行い、外観による確認が困難な場合は、種類、構造をおたずねする場合があります。

建物の中の調査は行いません。

調査員

市役所職員または市から委託した業者(朝日航洋株)の調査員が伺います。

調査員は「家屋現況調査」の腕章と、市が発行する「身分証明書」を携帯します。

問い合わせ 総務部税務課(社庁舎) ☎43・0395

